

計算書類に対する注記（生活困窮者自立相談支援事業拠点区分用）

1. 重要な会計方針
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・ 該当なし
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・ 建物、建物附属設備、車輛運搬具、機械及び装置、器具及び備品—該当なし
 - ・ リース資産—該当なし
 - (3) 引当金の計上基準
 - ・ 退職給付引当金—全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度運営規定による（職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している）
 - ・ 賞与引当金 — 該当なし
2. 重要な会計方針の変更
平成26年度から社会福祉法人新会計基準に基づく
平成28年度から公益事業会計として会計処理
3. 採用する退職給付制度
全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度
4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分
当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。
 - (1) 生活困窮者自立相談支援事業拠点区分計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
 - (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3（Ⅰ））
ア、生活困窮者自立相談支援事業
 - (3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3（Ⅱ））は省略している
5. 基本財産の増減の内容及び金額
該当なし
6. 基本基金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし
7. 担保に供している資産
該当なし
8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。
該当なし
9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし
10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし
11. 重要な後発事象
該当なし
12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし